



能郷と白山神社

「能郷の能・狂言」は福井県と岐阜県の県境近く、岐阜県本巣市根尾能郷に伝わります。能郷は四方を1,000m以上の山々に囲まれ、この山々の間を流れる根尾川に沿って、南に門戸を開いています。能郷の氏神である白山神社はこの閉ざされた集落の中央に鎮座しています。その本社である奥の院は海拔1,617mの能郷白山山頂にあり、伊弉諾尊(いざなぎのみこと)・伊弉冉尊(いざなみのみこと)・菊理媛尊(くくりひめのみこと)の三神が祭神として祀られています。



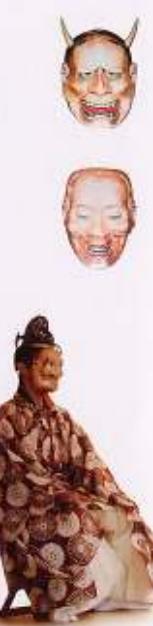
伝統芸能の継承

能郷の能・狂言は、能郷地区の猿楽衆16戸に伝わってきました。その継承は世襲制であり、猿楽の家から他家へ養子に行けば能・狂言をつとめることは出来ず、他家から猿楽の家へ養子に入れば、その家に定められている役をつとめていました。演目はすべて口伝のみで厳格な規律を持っていたのです。しかし時代の流れと共に後継者不足という課題は避けられず、今では先人が守り続けた貴重な文化遺産を後世に伝えていきたいと、地域全体で協力し保存に努めています。



能郷の能・狂言の特徴

毎年4月13日、地元の氏子衆によって神事能の《式三番》と「能・狂言」が奉納されます。《式三番》で演じられる「御祈祷の翁」は家内安全、五穀豊穣の願いが込められます。その後演じられる「能・狂言」には能郷独自の特徴があり、現在の能の演じ方とは趣きが違います。シテ方、ワキ方は装束をつけて舞台上で時折身振りをするのみで、詞章は囃子方がすべて担当します。また笛や小鼓などの囃子も現行の流派とは異なるものとなっています。



国指定重要無形民俗文化財

能郷の能・狂言は1955(昭和30)年、京都大学猪熊教授にその価値を見出され、1958(昭和33)年、岐阜県重要無形民俗文化財に指定されました。また能・狂言に関連する能面や装束類なども順次、岐阜県有形民俗文化財の指定を受け、保護されてきました。徐々に文化財としての価値が認められることで能郷の人たちは一体となり、伝承に意欲を燃やしたのです。そしてついに1976(昭和51)年、能郷の能・狂言は国から重要無形民俗文化財に指定されました。



◆奉納される演目◆

[能]露払・翁・三番叟・高砂・難波・田村・八島・羅生門
[狂言]百姓狂言・夷鬼沙門・壇壝山伏・二人大名・謡狂言・鳥帽子折・栗田口・鐘引・鎮西八郎為朝

◆現存の面方◆

翁面・三番叟面・若女面・尉面・般若面などの、能面16面・狂言面4面の計20面が保存されています。

